



平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 C F O 鈴 木 勘 一 郎
(コード番号:2160 東証マザーズ)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 社 長 兼 C F O 鈴 木 勘 一 郎
(TEL. 03-3580-0751)

取締役及び監査役に対するストックオプションとしての報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役及び監査役に対するストックオプションとしての報酬額の設定及びその内容についての議案を、下記のとおり平成 20 年 6 月 24 日開催予定の当社第 7 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 付議の理由

当社取締役の業績向上に対する意欲を高め、経営努力による企業価値の増大を通じて株主の皆様利益を図ること、並びに当社社外取締役として優秀な人材を招聘するとともに、当社への経営参加意識を高めることを目的として、また、当社監査役による業務監査の一層の充実を図り、ガバナンスを確立することにより、企業価値の向上を目指すことを目的として従来の取締役及び監査役に対する報酬額とは別枠のストックオプション報酬額としてその額及び内容につき、ご承認をお願いするものであります。

2. 議案の内容

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月20日開催の第5期定時株主総会において、年間総額2億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。）また監査役の報酬額は平成14年4月22日開催の臨時株主総会において、年間総額5千万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役及び監査役の報酬限度額とは別枠で、当社取締役及び監査役に対して報酬として、取締役については年間総額64,000,000円（うち社外取締役分は年間総額40,000,000円）の範囲で、監査役については年間総額32,000,000円の範囲で、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した新株予約権1個あたりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）監査役は3名であります

が、第2号議案（取締役4名選任の件）及び第3号議案（監査役1名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、取締役8名（うち社外取締役は5名）監査役4名となります。

（1）新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

(i)新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、取締役については、総計320個（うち社外取締役分は総計200個）を、監査役については総計160個を上限とする。

(ii)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

取締役については、当社普通株式320,000株（うち社外取締役分は200,000株）監査役については、当社普通株式160,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の目的とする株式の数の上限とする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は普通株式1,000株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式の分割または併合等を行うことにより、対象株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）または、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合等を行う場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（3）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から2年を経過した日から8年以内で、当該取締役会決議の定める期間

（4）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取得役会の承認を要するものとする。

（5）その他

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議において定める。

以上